

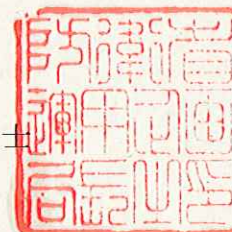
航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書（昭和47年3月3日）第8条の規定に基づき、航空機の運航に関する情報の交換に関する中央協定の一部を改正する協定を締結する。

平成22年7月20日

国土交通省航空局長
前田 隆平



防衛省運用企画局長
徳地 秀士



航空機の運航に関する情報の交換に関する中央協定の一部を改正する協定

航空機の運航に関する情報の交換に関する中央協定（昭和47年7月7日）の一部を次のように改正する。

第2条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改め、同条第3号中「運輸省航空交通管制部長」を「国土交通省航空交通管制部長」に、「航空自衛隊保安管制群司令」を「航空自衛隊航空保安管制群司令」に改め、同条第4号中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

第3条中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第5号中「運輸省」を「国土交通省」に改める。

第4条中「運輸省」を「国土交通省」に、「防衛庁」を「防衛省」に改める。
第5条を削る。

第6条中「運輸省航空局長」を「国土交通省航空局長」に、「防衛庁防衛局長」を「防衛省運用企画局長」に改め、同条を第5条とする。

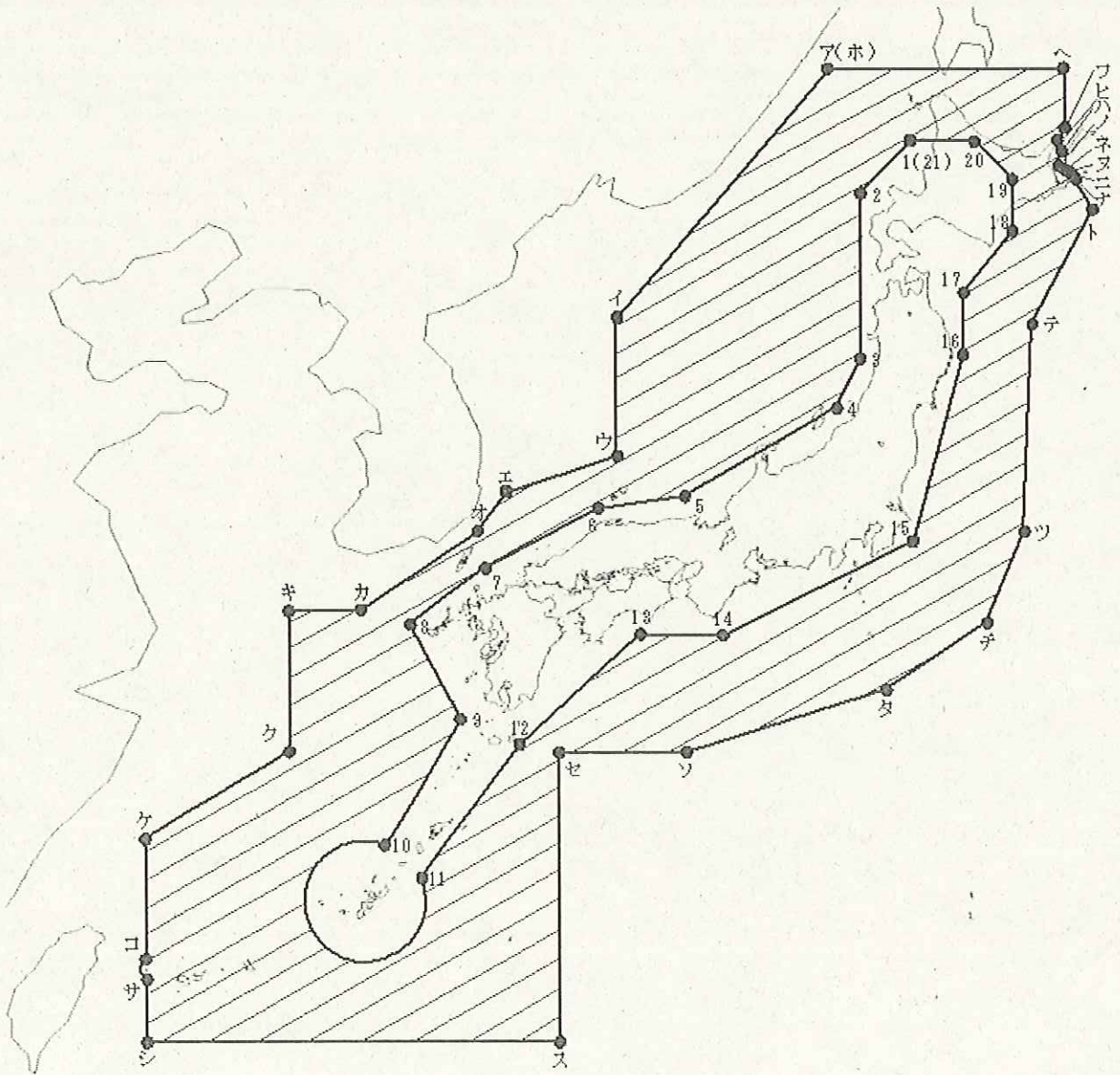
別表1及び別表2を次のように改める。

別表 1 (第 2 条関係)

第 2 条第 1 号及び第 2 号の空域 A 及び空域 B は次のとおりとする。

空域 A : 外側線によって囲まれる空域とする。

空域 B : 外側線及び内側線によって囲まれる空域とする。



別表 2 (第 2 条関係)

外側線・・・次のアからホまでの地点を順次直線（コの地点とサの地点との間については、与那国島に係る領海の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和 52 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する基線をいう。）からその外側 14 海里の線（ただし、コの地点とサの地点とを直線によって結んだ線の西側の線に限る。）並びにネの地点とノの地点との間及びハの地点とヒの地点との間については、北海道本島の海岸線から海上 3 海里の線）によって結ぶ線

	北 緯	東 経
ア	45° 45' 07"	138° 44' 47"
イ	40° 40' 09"	132° 59' 50"
ウ	37° 17' 10"	132° 59' 50"
エ	36° 00' 11"	130° 29' 51"
オ	35° 13' 11"	129° 47' 52"
カ	33° 00' 12"	126° 59' 53"
キ	33° 00' 12"	124° 59' 53"
ク	30° 00' 13"	124° 59' 54"
ケ	28° 00' 14"	122° 59' 54"
コ	24° 42' 29"	122° 59' 55"
サ	24° 12' 12"	122° 59' 55"
シ	23° 00' 15"	122° 59' 55"
ス	23° 00' 16"	131° 59' 52"
セ	30° 00' 13"	131° 59' 51"
ソ	30° 00' 13"	134° 59' 50"
タ	31° 40' 13"	140° 20' 49"
チ	33° 10' 13"	143° 13' 48"
ツ	35° 13' 12"	144° 20' 47"
テ	40° 13' 10"	144° 54' 46"
ト	42° 47' 09"	146° 22' 45"
ナ	43° 16' 09"	145° 43' 45"
ニ	43° 20' 09"	145° 51' 45"
ヌ	43° 23' 10"	145° 49' 48"
ネ	43° 26' 09"	145° 48' 15"
ノ	43° 24' 09"	145° 34' 45"
ハ	43° 30' 09"	145° 21' 45"
ヒ	44° 03' 09"	145° 18' 45"
フ	44° 26' 09"	145° 44' 45"
ヘ	45° 45' 08"	145° 44' 44"
ホ	45° 45' 07"	138° 44' 47"

内側線・・・次の 1 から 21 までの地点を順次直線（10 の地点と 11 の地点との間については北緯 26° 22' 14" 東経 127° 47' 53" の地点を中心点として、北緯 25° 4' 15" 東経 126° 36' 53" の点を通る半径 100 海里の円弧）によって結ぶ線

	北 緯	東 経
1	44° 00' 08"	140° 59' 46"
2	43° 00' 09"	139° 34' 47"
3	39° 20' 10"	139° 29' 48"
4	38° 28' 10"	138° 59' 48"
5	36° 00' 11"	134° 59' 50"
6	35° 50' 11"	132° 59' 50"
7	34° 00' 12"	129° 59' 52"
8	32° 40' 12"	128° 29' 52"
9	30° 43' 13"	129° 42' 52"
10	27° 56' 14"	128° 25' 53"
11	27° 12' 14"	129° 24' 52"
12	30° 00' 13"	131° 04' 52"
13	33° 00' 12"	133° 59' 50"
14	33° 00' 12"	135° 59' 50"
15	35° 00' 12"	140° 59' 48"
16	39° 20' 10"	142° 29' 47"
17	41° 00' 10"	142° 29' 47"
18	42° 20' 9"	143° 59' 46"
19	43° 00' 9"	143° 59' 46"
20	44° 00' 9"	142° 59' 46"
21	44° 00' 8"	140° 59' 46"

附 則

この協定は、平成22年7月20日から適用する。